埼玉県告示第七百七十六号

告　示

川口市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年十一月二十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

調査を行った者の名称	川口市
調査を行った時期	令和七年度
成果の名称	街区境界調査図三十枚 街区境界調査簿三冊
調査を行った地区	横曽根七地区（川口四丁目の一部、五丁目、仲町、西川口四丁目の一部）
認証年月日	令和八年十一月九日

421edf5c0dcaadc4940da28615b495ba